

平成25年度

ひとり親家庭のしおり

奈良県では、ひとり親家庭のみなさまが経済的に自立し、安心して子育てができるよう様々な支援を行っています。子育てや仕事のこと等についての情報をまとめましたので、是非ご活用ください。

就業支援

→P 1~2

子育て支援

→P 3~4



地域・生活支援

→P 5~8

相談窓口

→P 9~11

このしおりを利用される方へ

このしおりは母子家庭の母及び父子家庭の父、寡婦の方への制度等を紹介したものです。制度等の名称の横に付いている印により対象が異なりますので、ご注意ください。

- 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に20歳未満の児童を扶養しているもの）が対象



- 寡婦（配偶者のない女子でかつて母子家庭の母であったもの）が対象



- 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に20歳未満の児童を扶養しているもの）が対象



奈良県

奈良県健康福祉部こども・女性局こども家庭課

〒630-8501 奈良市登大路町30 電話 0742-27-8678

e-mail kodomo@office.pref.nara.lg.jp FAX 0742-27-8107

就業支援

子育て支援

地域・生活支援

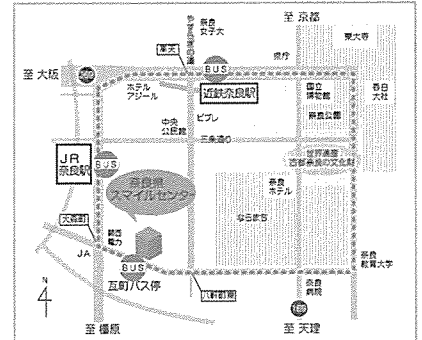
相談窓口

●就業支援

奈良県母子家庭等就業・自立支援センター（スマイルセンター）

奈良県母子家庭等就業・自立支援センター（スマイルセンター）はひとり親家庭のみなさまの就業による自立のお手伝いをしています。就業相談や講習会の実施、就業情報の提供などを行っています。また、各市での出張就業相談も行っていますので、お気軽にご利用下さい。

所在地 〒630-8325 奈良市西木辻町 93-6 エルトピア奈良 内
 TEL 0742-24-7624 FAX 0742-24-7625
 受付 月～土 9時～17時（日・祝日・年末年始は休業）
 URL <http://www1.odn.ne.jp/smile-center/>
 メール smile-center@tree.odn.ne.jp
 メールマガ <http://mini.mag2.com/□/m/M0041266.html>
 （※□には docomo:i、softbank:s、au:e を入力）



就業支援

●就業相談

ハローワークからの求人情報の提供や就業に関する疑問や悩みについて一緒に考え、力になれるようお手伝いします。また、出張就業相談も実施しています。

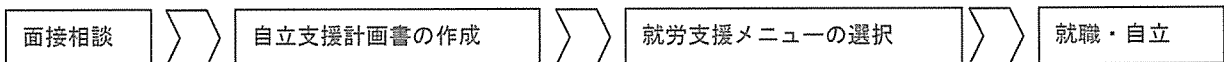
●就業支援バンク登録制度

就業相談員と面談の上、一人ひとり希望の職種等を登録し、定期的に求人情報や講習会の案内を行います。（年度毎に更新します。）

●自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当を受給されている方を対象に、プログラム策定員との面接相談を行い、一人ひとりのケースに応じた就職までの自立支援プログラムを作り、ハローワークや福祉事務所などと連携して就業までをサポートします。

イメージ



●セミナー・講習会の実施

就職準備支援コース 就職に向け、面接で好印象を与えるメイクやビジネスマナーを学ぶ講座です。

講座名	実施期間	申込	定員	会場	
就活講座（メイク&ビジネスマナー講座）	第1回	7/8、8/5、10/7	随時	10名	エルトピア奈良
	第2回	11/6、12/4、1/22	随時	10名	エルトピア中和

就業支援セミナー 履歴書の書き方や面接の方法など、就職活動の疑問を解消するセミナーです。

講座名	実施期間	申込期間	定員	会場
就業支援セミナー	9/9～9/13	8/1～8/31	20名	エルトピア中和

ひとり親家庭の座談会 お金や子育てについて、日頃の疑問を話し合いませんか？気軽にご参加下さい。

講座名	実施期間	申込	定員	会場	
ひとり親家庭の座談会	第1回	6/15、8/17、9/21	随時	20名	エルトピア奈良
	第2回	10/19、12/21、2/15	随時	20名	エルトピア中和

就業支援講習会

就職に有利な資格や技術を学ぶ講習会です。受講料は無料で、テキスト代や交通費等は自己負担です。

講座名	実施期間	申込期間	定員	会場
調理師講習会	7/9・7/10・8/2	6/1～6/29	10名	エルトピア奈良
介護員養成研修（介護職員初任者研修）	8月以降実施予定	—	20名	未定
IT講習会（初級者向けパソコン講習会）	11月以降実施予定	—	20名	エルトピア中和

就業に向けた能力開発への各種支援

●自立支援教育訓練給付金（平成25年4月1日現在） ※所得制限があります。 

母子家庭の母、父子家庭の父が、就職するために有利な教育訓練を受講する場合、受講料の一部が給付されます。 ※申請には必ず事前相談が必要です。お問い合わせはお住まいの福祉事務所へ（P11）

対象講座	雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
支給額	対象講座の受講料の2割相当額（上限10万円、下限4千円）

●高等技能訓練促進費（平成25年4月1日現在） ※所得制限があります。 

母子家庭の母、父子家庭の父が、対象資格の取得を目指して養成機関で2年以上修業する場合、受講期間の一定期間について生活費として訓練促進費が給付されます。また、入学前にご相談があれば養成機関の修了後に入学時の費用の一部を負担する「入学支援修了一時金」が支給されます。

※申請には必ず事前相談が必要です。（9月までの相談で翌年4月から支給。）
市町村ごとに実施状況が違います。お問い合わせはお住まいの福祉事務所へ（P11）

対象資格	①看護師 ②介護福祉士 ③保育士 ④理学療法士 ⑤作業療法士 等 ※地域の実情にあわせた、就職に結びやすい資格に限る
------	---

○訓練促進費

対象	H24.3.31までに修業を開始した方		H24.4.1以降に修業を開始した方		H25.4.1以降に修業を開始した方	
	課税世帯	非課税世帯	課税世帯	非課税世帯	課税世帯	非課税世帯
金額（月額）	70,500円	141,000円	70,500円	100,000円	70,500円	100,000円
支給期間	上限なし		上限36ヶ月		上限24ヶ月	

○入学支援修了一時金

対象	H20.4.1以降に修業を開始した方で入学前に相談している方	
	市町村民税課税世帯	市町村民税非課税世帯
金額	25,000円	50,000円
申請	修了日から30日以内	

●公共職業訓練 

求職中の方や転職希望の方が対象で、就職を目指し修業に必要な知識や技能を勉強することができます。お問い合わせは、お住まいのハローワークへ（P9）

●奈良県福祉人材センター 

福祉の仕事に関する求人・求職情報の提供など様々な事業を行っています。お問い合わせはP5をご覧ください。

子育て支援

保育関係



保育所における優先入所

ひとり親家庭の親が就業や求職活動・職業訓練を十分に行うことができるよう、ひとり親家庭の児童は保育所への優先入所を受けることができます。

保育所保護者負担金減免

ひとり親家庭の課税状況に応じて、保育所の保護者負担金が減免されます。

多様な保育サービス

保育所で提供

延長保育 (有料)	就労形態の多様化や通勤時間の増加に対応するため、時間を延長して行う保育
休日保育 (有料)	日・祝日に保護者が仕事などの場合、指定保育所にて実施する保育
一時預かり (有料)	保護者の急病等で家庭での育児が困難な場合に一時的に実施する保育
病児・病後児 保育 (有料)	子どもが病気、または病気回復のときに行う保育
夜間保育 (有料)	就労形態の多様化に応じて、夜10時頃まで行う保育

※延長保育・休日保育は入所児のみ

保育所以外で提供

トワイライト ステイ (有料)	保護者などが仕事などで帰宅が夜間になることが多く、家庭での保育が困難な場合に午後10時まで児童福祉施設で子どもを預かる保育
ショート ステイ (有料)	保護者が病気や災害等の緊急時に保育が困難になった時に児童福祉施設で一時的に子どもを預かる保育
ファミリー サポート センター (有料)	子どもを預けたい人と預かる人が会員登録し、センターが相互をコーディネートして子育て家庭を支援するサービス。

詳しくは各市町村保育担当課 (P11) へお問い合わせください。

子育て支援サービス

母子家庭等日常生活支援事業



ひとり親家庭の親・寡婦が修学等自立に必要な理由や疾病などの理由により一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合や、生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員が身の回りの世話などを行うサービスです。

◆家庭生活支援員：母子福祉団体等に登録された訪問介護員(ホームヘルパー3級以上)・保育士・看護師の有資格者

◆支援内容：生活援助(利用者宅で家事全般・介護等)

子育て支援(家庭生活支援員宅で保育サービス等)

◆利用額

区分		生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	児童扶養手当支給水準世帯	その他の世帯
利用者負担額 (1時間あたり)	生活援助	無料	150円	300円
	子育て支援		70円	150円

※生活援助は1時間単位の利用、子育て支援は2時間を基本単位とし、以後1時間単位の利用となります。

※家庭生活支援員の派遣期間は同一家庭において、利用時間に制限があります。

詳しくは市町村福祉担当課 (P11) へお問い合わせください。

児童の健全育成

放課後児童クラブ



放課後や夏休みなどの休校日に仕事等のために保護者が家庭にいない小学生（概ね 10 歳未満）の遊びや生活の場を提供しています。施設の多くは、学校や児童館などに併設されています。

詳しくは市町村福祉担当課（P11）へお問い合わせください。

相談窓口

※18 歳未満の子どもに関する相談

●来所と電話による相談窓口

相談機関	連絡先	相談日時	相談内容など
奈良県中央こども家庭相談センター	0742-26-3788 奈良市紀寺町 833	月～金 9:00～17:00 ※虐待などの緊急の相談や通告は中央こども相談センターで24時間受付	子どもに関するあらゆる相談や援助。
奈良県高田こども家庭相談センター	0745-22-6079 大和高田市大中 17-6		
児童家庭支援センターてんり	0743-63-8162 天理市別所町 715-3	月～金日 10:00～19:00 ※緊急時は土・夜間も受付可 ※FAX・Eメールは24時間受付	子育てや家庭に関するあらゆる悩み相談 Eメール tenri@sand.ocn.ne.jp FAX 0743-63-1721
児童家庭支援センターあすか	0744-44-5800 桜井市市谷 265-4	月～土 9:00～17:00 ※緊急時は日・祝・夜間も受付可 ※FAX・Eメールは24時間受付	子育てや家庭に関するあらゆる悩み相談 Eメール asuka-ga@gaea.ocn.ne.jp FAX 0744-44-5811

●電話による相談窓口

相談機関	連絡先	相談日時	相談内容など
子どもと家庭テレホン相談 (奈良県中央こども家庭相談センター内)	0742-23-4152	月～金 9:00～20:00 土・日・祝 9:00～16:00 ※年末年始を除く	育児やしつけ等についての相談
子どもの人権 110 番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15 ※祝日・年末年始を除く	子どもの人権に関する様々な相談
奈良いのちの電話	0742-35-1000	24 時間 ※年中無休	あらゆる悩み相談
奈良すこやかテレフォン	0742-35-1002	月～金 18:00～21:00 土日祝 10:00～16:00	子育てについての悩み相談
安心子育てダイヤル	0745-64-0852	月木土 10:00～15:00 ※祝日の場合も実施	子育ての相談や子育て関連情報の提供など

養育費について

養育費は子どもを監護・教育するために必要な費用です。平成 23 年の民法の一部改正で、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「面会交流」と「養育費の分担」があること、これらの取り決めをするときは子どもの利益を最優先して考慮しなければならないことが民法に明記されました。離婚の際に養育費の取り決めをするのが理想的ですが、離婚後でも養育費請求の調停を申し立てることはできます。

問い合わせ先

- 養育費については → 養育費相談支援センター 0120-965-419 （※携帯電話・PHS 03-3980-4108）
- 法律関係については → 奈良県母子福祉連合会の法律相談（P5）もしくは P10 の法律相談機関へ

●地域支援

●福祉事務所

ひとり親家庭、寡婦、児童の自立に必要な援助など福祉全般についての相談窓口です。

●母子自立支援員

福祉事務所に配置され、ひとり親家庭等の日常生活の様々な相談にきめ細かく対応するとともに、母子家庭等就業・自立支援センターや公共職業安定所と連携を図り、自立を支援します。また、県の母子自立支援員が各市等の福祉事務所に出張相談を行い、母子寡婦福祉資金の貸付相談に応じています。

面談相談は出張等で不在の場合がありますので事前にご連絡ください。

●家庭相談員

福祉事務所の家庭児童相談室に配置され、家庭で子どもを養育していく上で様々な相談に応じています。

●児童（民生）委員

社会福祉の精神を持った経験豊かな人が県内各地域で生活や子どものことについて広く相談に応じています。

母子福祉団体

●奈良県母子福祉連合会

母子家庭の母や寡婦など同じ境遇で同じ悩みを持つ人々が自主的に集まり、各市・郡では母子寡婦福祉会、県では奈良県母子寡婦福祉連合会という組織を作っています。連合会では、福祉大会や研修会を開催している他、県からの委託を受け法律相談事業や母子家庭等日常生活支援事業、学習支援ボランティア派遣事業を実施しています。

●奈良県母子福祉連合会 〒634-0061 橿原市大久保町 320 番地 11 (奈良県社会福祉総合センター4階)

TEL : 0744-29-0188 FAX : 0744-29-0189

月～金 9:00～17:00 (土日祝は休業)

●法律相談

養育費取得の相談や、その他生活に密着した問題等について、女性弁護士による無料法律相談を実施していますので是非ご利用ください。

◆時間：1人30分程度(13:30～16:30で予約順に個別相談)

◆場所：奈良県社会福祉総合センター 4階

◆相談内容：養育費、慰謝料、財産分与、借金、相続、親権、認知等について

法律相談日程

①4/20 ②5/18 ③6/15 ④7/20 ⑤8/17

⑥9/21 ⑦10/19 ⑧11/16 ⑨12/21

⑩1/18 ⑪2/15 ⑫3/15

●学習支援ボランティア派遣事業

ひとり親家庭の子どもを対象に地域の施設等へ学習支援ボランティアを派遣し、学校授業の補習等を行います。

●奈良県社会福祉協議会

生活福祉資金貸付制度を通じて地域での安定した生活を支援しています。

●奈良県社会福祉協議会

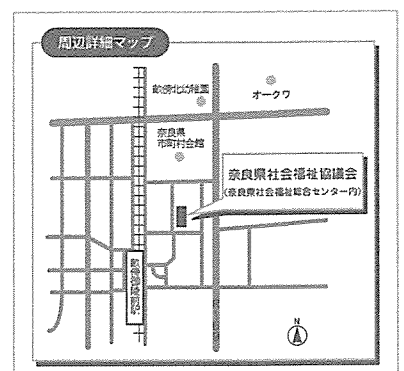
〒634-0061 橿原市大久保町320番地11 奈良県社会福祉総合センター

TEL : 0744-29-0100 FAX : 0744-29-0101

●奈良県福祉人材センター

TEL : 0744-29-0160 FAX : 0744-29-6114

月～金(祝日を除く) 9:00～17:00 奈良県社会福祉総合センター3階



●生活支援

児童扶養手当（所得制限あり）

父母の離婚などにより、父親又は母親と生計を同じくしていない児童（満18歳に達する日以後最初の3月31日まで）について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、公的年金を受けないことができない母等に対して支給されます。詳しくは、市町村福祉担当課（P11）へお問い合わせください。

平成25年4月～

区分	児童1人	児童2人	児童3人
全額給付	月額41,430円	月額46,430円	月額49,430円
一部支給（10円刻み）	月額9,780円～41,420円	月額14,780円～46,420円	月額17,780円～49,420円

平成25年10月～

区分	児童1人	児童2人	児童3人
全額給付	月額41,140円	月額46,140円	月額49,140円
一部支給（10円刻み）	月額9,710円～41,130円	月額14,710円～46,130円	月額17,710円～49,130円

遺族基礎年金・遺族厚生年金（納付要件あり）

被保険者が亡くなり、その人に扶養されていた妻又は児童（満18歳に達する日以後最初の3月31日まで）に年金が支給されます。国民年金からは「遺族基礎年金」が、厚生年金または共済年金からは「遺族基礎年金＋遺族厚生（共済）年金」が支給されます。ただし、保険料の納付期間などにより支給されない場合があります。

遺族年金について詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。

奈良年金事務所（Tel.0742-35-1372）・大和高田年金事務所（Tel.0745-22-3531）・桜井年金事務所（Tel.0744-42-0033）

ひとり親家庭等医療費助成（所得制限あり）

下記の方は医療費の自己負担が助成されます。詳しくは、お住まいの市町村福祉担当課（P11）へお問い合わせください。

- ・児童（満18歳に達する日以後最初の3月31日まで）を扶養している配偶者のない男女とその児童
- ・父母のいない児童と父母のいない児童を養育している配偶者のない男女、婚姻をしたことのない男女

税控除（寡婦控除・寡夫控除）

ひとり親家庭の方で児童を扶養している方は所得税や住民税が控除される場合があります。

詳しくは税務署・市町村福祉担当課（P11）へお問い合わせください。

JR定期乗車券割引制度

児童扶養手当の受給世帯の方は3割引で通勤定期乗車券を購入できます。

詳しくは、市町村福祉担当課（P11）へお問い合わせください。

県営住宅への入居

県営住宅では年4回ある入居者募集の際にひとり親家庭向けの特別枠を設けています。市町村でもひとり親家庭向けの公営住宅を設置している場合がありますのでお近くの福祉事務所へお問い合わせください。

県営住宅の申込みについては奈良県営住宅管理事務所（総務入居課入居係）（Tel.0743-51-2615）へお問い合わせください。

交通遺児等援護事業（主催：奈良県社会福祉協議会）

交通事故や自然災害で保護者を失った満18歳未満の児童に激励金（1人10万円）が支払われます。また、小・中・高校への入学時に、入学祝金（1人5万円）が支払われます。

詳しくは、市町村福祉担当課（P11）へお問い合わせください。

修学の援助

生活福祉資金貸付制度

奈良県社会福祉協議会が実施主体となり、低所得者や障害者を対象に各種資金の貸付を通じて経済的な自立や在宅福祉の向上を図ることにより、安定した生活を支援しています。

詳細や、貸付の申込みについては奈良県社会福祉協議会（P5）へお問い合わせください。

経済的な理由により修学が困難な方に資金が貸与されます。
詳しくは学校の先生にご相談ください。

母子及び寡婦福祉資金貸付金（平成25年4月1日現在）



母子家庭や寡婦の方と面談相談の上、真に必要なとされる場合に低金利または無利子で各種資金を貸し付けし、生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長をはかることを目的としています。

資金名	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利子
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費に必要な資金	別表1	就学期間中	卒業後 6ヶ月	10年以内	無利子
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な入学金、被服、くつ、鞆に必要な資金（小・中学校については所得制限あり）	別表2		卒業後 6ヶ月	就学 10年以内 修業 5年以内	無利子
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別 460,000円 （※1）	知識技能を習得する期間中5年以内	知識技能取得後1年	6年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一般 100,000円 特別 320,000円 （※2）		1年	6年以内	無利子 （母・寡婦は連帯保証人なし年1.5%）
技能習得資金	母子家庭の母 寡婦	自ら事業を開始し、又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	【一般】 月額 68,000円 【特別】 一括 816,000円 運転免許 460,000円	知識技能を習得する期間中5年以内	知識技能取得後1年	10年以内	無利子 （連帯保証人なし年1.5%）
医療介護資金	母子家庭の母 又は児童 寡婦	医療又は介護（当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	【医療】 340,000円 特別 480,000円 【介護】 500,000円		6ヶ月	5年以内	無利子 （連帯保証人なし年1.5%）
生活資金	母子家庭の母 寡婦	◎知識技能を取得している間 ◎医療若しくは介護を受けている間 ◎母子家庭になって間もない（7年未満）母の生活を安定継続する間（生活安定期間） ◎失業中 上記の期間で生活を安定・継続するのに必要な生活補助資金	【一般】 月額 103,000円 【技能】 月額 141,000円 （※3）	◎知識技能を習得する期間中5年以内 ◎医療又は介護を受けている期間中1年以内 ◎離婚した日の翌日から1年以内	知識技能習得後等 6ヶ月	技能習得 10年以内 医療・介護 5年以内 生活安定 8年以内 失業 5年以内	無利子 （連帯保証人なし年1.5%）
住宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を建設、購入、補修、保全、改築、増築するのに必要な資金	1,500,000円 特別 2,000,000円 （※4）		6ヶ月	6年以内 特別 7年以内	無利子 （連帯保証人なし年1.5%）
転宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を移転するため住宅の賃貸に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	無利子 （連帯保証人なし年1.5%）
結婚資金	母子家庭の母 寡婦	母子家庭の母の扶養する児童、寡婦が扶養する子の婚姻に際し必要な資金	300,000円		6ヶ月	5年以内	無利子 （連帯保証人なし年1.5%）
事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	事業を開始するのに必要な設備、什器、材料、機械等の購入資金	個人 2,830,000円 団体 4,260,000円		1年	7年以内	無利子 （連帯保証人なし年1.5%）
事業継続資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運営資金	1,420,000円		6ヶ月	7年以内	無利子 （連帯保証人なし年1.5%）

- ※1 高校3年時就職予定の児童が自動車運転免許を取得する場合
- ※2 自動車を購入する場合
- ※3 生活安定期間の貸付は月額 103,000 円、合計 240 万円を限度額とし、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については 1,236,000 円を限度額とします。
- ※4 災害等により、住宅が全壊等の場合

別表1 修学資金（一般分）貸付限度額（月額）

			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅通学	18,000	18,000	18,000		
		自宅外通学	23,000	23,000	23,000		
	私立	自宅通学	30,000	30,000	30,000		
		自宅外通学	35,000	35,000	35,000		
高等専門学校	国公立	自宅通学	21,000	21,000	21,000	45,000	45,000
		自宅外通学	22,500	22,500	22,500	51,000	51,000
	私立	自宅通学	32,000	32,000	32,000	53,000	53,000
		自宅外通学	35,000	35,000	35,000	60,000	60,000
短期大学 専修学校（専門課程）	国公立	自宅通学	45,000	45,000			
		自宅外通学	51,000	51,000			
	私立	自宅通学	53,000	53,000			
		自宅外通学	60,000	60,000			
大学	国公立	自宅通学	45,000	45,000	45,000	45,000	
		自宅外通学	51,000	51,000	51,000	51,000	
	私立	自宅通学	54,000	54,000	54,000	54,000	
		自宅外通学	64,000	64,000	64,000	64,000	
専修学校（一般課程）			31,000	31,000			

別表2 就学支度資金（一般分）貸付限度額

	小学校	中学校	国公立高校	私立高校	国公立大・短大等	私立大学・短大等	修業施設等
自宅通学	39,500	46,100	150,000	410,000	370,000	580,000	90,000
自宅外通学			160,000	420,000	380,000	590,000	100,000

別表3 生活保護世帯の貸付限度額

		高等学校 修学資金（月額）			高等専門学校 修学資金（月額）					高校・高専 就学支度資金
		1年	2年	3年	1年	2年	3年	4年	5年	
国公立	自宅通学	5,000	5,000	5,000	8,000	8,000	8,000	32,000	32,000	83,000
	自宅外通学	10,000	10,000	10,000	9,500	9,500	9,500	38,000	38,000	93,000
私立	自宅通学	17,000	17,000	17,000	19,000	19,000	19,000	40,000	40,000	343,000
	自宅外通学	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	47,000	47,000	353,000

- ※予算には限りがありますので、全ての人が利用できない場合があります。
- ※既に払われた費用は対象になりません。
- ※原則として連帯保証人が必要です。借主の就労状況や収入状況などによっては連帯保証人が必須になる場合もあります。
- ※修学資金等の児童のための資金は実際に修学等をされる方も連帯して法的債務を負担する連帯借主となります。
- ※他制度で同種の資金の貸付を受けている場合は本制度の貸付の対象になりません。
- ※償還（返済）を怠った時は、滞納した日数を計算し、元金につき年 10.75%の違約金が発生します。
- ※事業開始・継続資金、住宅資金については購入・改築前に申請が必要です。また、実地調査を受ける必要があります。

詳しくは福祉事務所（P11）へお問い合わせください。

●相談窓口一覧

●職業紹介機関

名 称	電話番号	住 所	相談日時	相談内容など
ハローワーク奈良	0742-36-1601	奈良市法蓮町 387	月・水・金 8:30～17:15 ※求人閲覧、職業相談・紹介は 火・木 8:30～18:00 第2・第4土曜日 10:00～17:00	
ハローワーク大和郡山	0743-52-4355	大和郡山市観音寺町 168-1	月～金 8:30～17:15	就職・職業に関するあらゆる相談や指導、紹介等を実施。 《ハローワークインターネットサービス》 https://www.hellowork.go.jp/
ハローワーク大和高田	0745-52-5801	大和高田市池田 574-6		
ハローワーク桜井	0744-45-0112	桜井市外山 285-4-5		
ハローワーク下市	0747-52-3867	吉野郡下市町下市 2772-1		
マザーズコーナー	0742-36-8614	奈良市法蓮町 387	月～金 8:30～17:15	子育て女性専用の職業安定所
	0745-52-5801	大和高田市池田 574-6		
	0744-45-0112	桜井市外山 285-4-5		
奈良県福祉人材センター	0744-29-0160	橿原市大久保町 320-11 (奈良県社会福祉総合センター内)	月～金 9:00～17:00	福祉関係の就職・職業に関するあらゆる相談や指導、職業紹介等を実施。

●就業相談機関

名 称	電話番号	住 所	相談日時	相談内容など
奈良県スマイルセンター	0742-24-7624	奈良市西木辻町 93-6 エルトピア奈良 内	月～土 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始は休み)	ひとり親家庭等の就業相談・講習会の実施
子育て女性就職相談窓口	0742-24-1150			子育て中の女性の就業相談窓口
奈良県女性センター	0742-27-2302	奈良県東向町 6 http://www.pref.nara.jp/11890.htm	電話相談：火～木・土 9:30～17:00 (相談要予約)	働く女性の相談窓口
奈良しごとiセンター	0742-23-5730	奈良市西木辻町 93-6 エルトピア奈良 内	月～土 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始は休み)	就業全般の総合相談窓口。求人情報の閲覧や講習等を実施。
高田しごとiセンター	0745-24-2010			
ならジョブカフェ (ヤングコーナー)	0742-23-5730	奈良市西木辻町 93-6 エルトピア奈良 内	月～土 10:00～18:00	若者を対象に、就職に関する様々なサポートをする“しごと探しスポット”

●ファミリー・サポート・センター一覧

名 称	電話番号	住 所
奈良市ファミリー・サポート・センター	0742-34-3305	奈良市三条本町 13-1 奈良市保健所・教育総合センター
大和高田市子育てサポートクラブ	0745-23-1006	大和高田市池田 418-1 大和高田市総合福祉会館 1 階
大和郡山市こどもサポートセンター	0743-53-1213	大和郡山市高田町 92-16 市民交流館 2 階
天理市子育てサポートクラブ事務局（児童福祉課）	0743-63-1001	天理市川原城町 605
橿原市ファミリー・サポート・センター	0744-47-2330	橿原市内膳町 1-6-8 橿原市観光交流センター 3 階
五條市ファミリー・サポート・クラブ	0747-22-2228	五條市本町 1 丁目 3-18 五條児童館
生駒市子どもサポートセンターゆう	0743-73-5552	生駒市谷田町 1615 アコールいこま もやい館 4 階
香芝市地域子育てサポートクラブ事務局	0745-79-7522	香芝市逢坂 1 丁目 374-1
葛城市ファミリー・サポート・クラブ	0745-69-5241	葛城市北花内 341 葛城市子育て支援センター
宇陀市子育てサポートクラブ事務局（福祉課）	0745-82-2236	宇陀市榛原下井足 17-3
あずかり隊	0745-43-2575	磯城郡川西町唐院 122 川西町ふれあいセンター

●女性・法律相談機関

名 称	電話番号	住 所	相談日時		相談内容など
			電話相談	面接相談	
奈良県中央こども家庭相談センター	0742-22-4083	奈良市紀寺町 833	月～金 9:00～20:00	月～金 9:00～16:00	配偶者や恋人等からの暴力に悩んでいる女性のための相談機関
奈良県高田こども家庭相談センター	0745-22-6079	大和高田市大中 17-6	月～金 9:00～16:30		
奈良県女性センター 女性相談コーナー	0742-22-1240	奈良市東向南町 6	火～金 9:30～18:00 土 9:30～20:00 日祝 9:30～17:00		女性相談員や女性弁護士による相談及び法律相談 弁護士相談は要予約
奈良県母子福祉連合会	0744-29-0188	橿原市大久保町 320-11	毎月 1 回、予約順に面談 各日とも 13:30～16:30		女性弁護士による無料法律相談
奈良弁護士会	0742-22-2035	県内の弁護士事務所	(予約受付) 月～金 9:30～17:00 (12:00～13:00 は昼休憩)		弁護士との法律相談
中南和法律相談センター		中南和地域の各地			
民事扶助法律相談		奈良弁護士会館			
日本司法支援センター（法テラス）	050-3383-5450	奈良市高天町 38-3	月～金 9:00～17:00		法的支援の中心機関

相談窓口

●その他相談機関

名 称	電話番号	住 所	相談日時	相談内容など
奈良県女性センター 男性のための相談窓口	0742-27-0304	奈良市東向南町 6	土（電話相談）13:30～16:30 第 3 金 17:00～20:00（要予約）	仕事、人間関係、家族関係等の悩み相談

●福祉事務所・市町村窓口

名称		電話番号	住所	福祉資金貸付相談日	
奈良市	子育て相談課	0742-34-4804	二条大路南 1-1-1 市役所内	月～金	
	西部相談室	0742-46-3978	奈良市学園南 3-1-5 西部会館 2 F	火 (9 時～15 時)	
大和高田市	児童福祉課	0745-22-1101	大和高田市大中 100-1 市役所内	月 (第 1・3)	
大和郡山市	こども福祉課	0743-53-1151	大和郡山市北郡山町 248-4 市役所内	火 (第 1・3)	
天理市	児童福祉課	0743-63-1001	天理市川原城町 605 市役所内	月 (第 1・3)	
橿原市	子育て支援課	0744-22-4001	橿原市畝傍町 9-1 保健福祉センター南館	水	
桜井市	児童福祉課	0744-42-9111	桜井市粟殿 432-1 西分庁舎	火 (第 2・4)	
五條市	児童福祉課	0747-22-4001	五條市本町 1-1-1 市役所内	火	
御所市	児童課	0745-62-3001	御所市 774-1 いきいきライフセンター内	木 (第 2・4)	
生駒市	こども課	0743-74-1111	生駒市東新町 8-38 市役所内	水 (第 1・3)	
香芝市	子ども支援課	0745-79-7522	香芝市逢坂 1-374-1 香芝市総合福祉センター内	水 (第 2・4)	
葛城市	子育て福祉課	0745-48-2811	葛城市長尾 85 當麻庁舎	金 (第 2・4)	
宇陀市	子ども支援課	0745-82-8000	宇陀市榛原下井足 17-3 市役所内	木 (第 1・3)	
十津川村福祉事務所		0746-62-0902	吉野郡十津川村小原 225-1	随時	
奈良県中和福祉事務所		0745-22-1701	大和高田市大中 98-4 高田総合庁舎内		
所 管 町 村	山添村	保健福祉課	0743-85-0045	山辺郡山添村大西 1395-1 保険福祉センター内	中和福祉事務所 月～金
	平群町	福祉課	0745-45-1001	生駒郡平群町吉新 1-1-1	
	三郷町	福祉政策課	0745-73-2101	生駒郡三郷町勢野西 1-1-1	
	斑鳩町	福祉課	0745-74-1001	生駒郡斑鳩町法隆寺西 3-7-12	
	安堵町	健康福祉課	0743-57-1590	生駒郡安堵町東安堵 853 福祉保健センター内	
	川西町	健康福祉課	0745-44-2211	磯城郡川西町結崎 28-1	
	三宅町	子ども未来課	0745-43-3580	磯城郡三宅町伴堂 848-1	
	田原本町	健康福祉課	0744-32-2901	磯城郡田原本町 890-1	
	高取町	住民福祉課	0744-52-3334	高市郡高取町観音寺 990-1	
	明日香村	健康づくり課	0744-54-5550	高市郡明日香村立部 745	
	上牧町	福祉課	0745-76-1001	北葛城郡上牧町上牧 3350	
	王寺町	福祉介護課	0745-73-2001	北葛城郡王寺町王寺 2-1-23	
	広陵町	福祉課	0745-55-6771	北葛城郡広陵町笠 161-2 広陵町総合保健福祉会館	
	河合町	福祉政策課	0745-57-0200	北葛城郡河合町池部 1-1-1	
奈良県吉野福祉事務所		0746-32-5315	吉野郡吉野町上市 133 吉野町中央公民館内		
所 管 町 村	曾爾村	住民生活課	0745-94-2102	宇陀郡曾爾村今井 495-1	吉野福祉事務所 月・水・金 木 (第 2・4)
	御杖村	保健福祉課	0745-95-2001	宇陀郡御杖村菅野 1581 保健福祉センター内	
	吉野町	長寿福祉課	0746-32-8856	吉野郡吉野町丹治 130-1 健やか 1 番館内	
	大淀町	福祉課	0747-52-5501	吉野郡大淀町椋垣本 2090	
	下市町	健康福祉課	0747-52-0001	吉野郡下市町下市 1960	
	黒滝村	保健福祉課	0747-62-2031	吉野郡黒滝村寺戸 77	
	天川村	健康福祉課	0747-63-9110	吉野郡天川村南日裏 200	
	野迫川村	住民課	0747-37-2101	吉野郡野迫川村北股 84	
	下北山村	保健福祉課	07468-6-0015	吉野郡下北山村浦向 375 保健センター内	
	上北山村	住民課	07468-2-0001	吉野郡上北山村河合 330	
	川上村	住民福祉課	0746-52-0111	吉野郡川上村迫 1335-7	
	東吉野村	住民福祉課	0746-42-0441	吉野郡東吉野村小川 99	

相談窓口